

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年5月1日～令和11年4月30日までの5年間

2. 内容

目標① 男性の子育て目的の休暇の取得促進

- ・男性の子育て目的の休暇を新設し、計画期間内に1人以上取得させる

目標② 男女問わず育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

- ・職場の理解向上並びに協力体制の構築に取り組み、計画期間内に1人以上の男性社員の育児休業取得を実現させる
- ・男性社員の育児休業取得率を30%以上にする
- ・女性社員の育児休業取得率を90%以上にする
- ・育児休業後の職場復帰をスムーズに行えるような雇用環境を整える

3. 対策

- ◎令和6年5月1日～ 男性の子育て目的の休暇を制度化する。
- ◎令和6年5月1日～ 育児休業しやすい職場環境を整える。
- ◎令和6年5月1日～ 育児休業の取得に関する各種情報提供を強化する。
- ◎令和6年5月1日～ 産前産後休業、育児・介護休業法の規程を周知徹底する。